

【地域密着型通所介護】

法人名		法人所在地		事業所名				事業所在地		生活圏域	サービス種別		
株式会社 かかし屋		福岡県うきは市吉井町清瀬 477番地4		コンパスウォークス留米				福岡県久留米市中央町35番地1		B (篠山)	地域密着型通所介護		
人員								損害賠償保険	職員雇用契約	設備			
申請代表者	管理者	生活相談員	看護師又は准看護師	介護職員（看護師）	機能訓練指導員					構造	土地・建物所有	食堂・機能訓練室面積	
半田 剛志	樺島 夕貴	1人	1人	3人	2人			有り	有り	鉄筋コンクリート造	賃貸借	100.89㎡	
	介護福祉士	常勤1人 (兼務)	常勤1人 (兼務)	常勤3人 (専従)	常勤2人 (専従・兼務)							合計した面積が、3㎡×10人以上となっている	
		介護福祉士1人	准看護師1人	柔道整復師1人	理学療法士1人 准看護師1人								
運営					通常の事業の実施地域			介護保険における事業実績					
営業日	営業時間	利用定員	食費その他の費用		久留米市内			福祉用具貸与、特定福祉用具販売 等					
月～金、祝日 (12/31～1/3を除く)	8時30分 ～17時30分	13人	食事の提供なし										

基準上求められる要件

人員について

- ・管理者 指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤のものであること。（管理上支障がなければ兼務可）
- ・生活相談員 提供日ごとに、提供時間帯の勤務時間数の合計数÷提供時間帯の時間数が1以上
- ・看護師又は准看護師 単位ごとに、専ら提供に当たる職員が1以上（定員10以下の場合には不要）
- ・介護職員 単位ごとに、提供時間帯の勤務時間数の合計数÷提供時間数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数÷5+1以上
- ・機能訓練指導員 1以上。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者。
- ・その他 生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤であること。

設備について

- ・食堂及び機能訓練室 合計した面積が、3㎡×利用定員以上となっている
- ・静養室
- ・相談室 遮へい物の設置等により相談内容が漏洩しないように配慮している
- ・事務室
- ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- ・その他、サービスの提供に必要な設備

サービス提供時間

①9時00分～12時05分

②13時30分～16時35分

2単位